

監査報告書

NPO 法人 Cherim boat

理事長 薬師寺淳子 殿

2025年9月13日

NPO 法人 Cherim boat
監事 梅木 直枝

特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、2024年9月1日から2025年8月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次とおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、決算書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び活動計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上